明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（一一三）　二
○災害対策基本法の一部を改正する法律（一一四）　七
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（一一五）　五
○社会保険労務士法の一部を改正する法律（一一六）　二

〔政　令〕
○災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六六）　三
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六七）　三

〔省　令〕
○薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一二八）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（厚生労働四二六）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第二項第三号の厚生労働大臣が定める額（同四二七）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定めるもの（同四二八）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項第六号の人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるもの（同四二九）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者及びその病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるもの（同四三〇）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（同四三一）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号ロに規定する厚生労働大臣が定めるもの（同四三二）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（同四三三）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第三項の規定による特定医療に要する費用の額の算定方法及び同法第十七条第二項の規定による診療方針（同四三四）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第九条第一項の規定により毎年度国が都道府県に対して負担する額の算定に関する基準（同四三五）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第二十二条の規定による指定難病に係る医療に要した費用の額の算定方法（同四三六）　三
○指定医療機関療養担当規程（同四三七）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第九条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額の算定に関する基準（同四三八）　三
○薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（同四三九）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

（法律第一一三号）（法務省）

1　題名の改正

法律の題名を、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改めることとした。

2　公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為

(一)　公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、一〇年以下の懲役又は一、〇〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第二条第一項関係）

(二)　(一)の罪の未遂は、罰することとした。（第二条第二項関係）

3　公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等

(一)　公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、一〇年以下の懲役又は一、〇〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第三条第一項関係）

(二)　公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る(一)の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の懲役又は七〇〇万円以下の罰金に処することとし、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る(一)の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とすることとした。（第三条第二項関係）